

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
令和7年度計画

令和7年3月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
令和7年度計画

独立行政法人通則法第35条の8で準用する同法第31条第1項に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）の事業運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を次のように定める。

**I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項**

第5期中長期目標期間において、機構のミッションを達成するため、令和7年度は「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上」に向けて、以下の1.から3.に掲げる業務を行う。

また、当該業務の項目を一定の業務等のまとまりと捉えて「評価単位」とされたことを踏まえ、業務を実施するが、評価単位の設定によって内部の縦割りが助長されることのないよう、各業務間の連携、相乗効果の発揮に十分留意して組織運営及び業務遂行を適切に行う。

**1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション<sup>1</sup>創出への貢献**

研究開発事業の目的及び特徴を踏まえた適切な研究開発マネジメントを実施することによって、研究開発成果の最大化及び企業等による事業化・社会実装の促進を目指す。各事業の遂行にあたっては、プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を組み、研究開発マネジメントを実施する。

**(1) ナショナルプロジェクト及びテーマ公募型事業の実施**

事業の企画立案・実施・評価の各段階において、以下のとおり業務を行う。その際、事業の企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略を検討し、その内容を事業に反映していく。

また、懸賞金制度については、懸賞金活用型の事業の実施を通じて、研究成果の評価基準、懸賞金額の設定方法、コンテストの競技方法、広報の在り方などのノウハウを引き続き蓄積する。

**① 事業の企画立案**

事業の企画立案においては、国や機構のイノベーション戦略センター（以下「TSC」という。）が策定する技術戦略に基づき企画立案することを基本とする。技術戦略の策定

---

<sup>1</sup> ここでの「イノベーション」としては、(1) 社会・顧客の課題解決につながる革新的な手法（技術・アイデア）や既存手法の新たな組合せで新たな価値（製品・サービス等）を創造し、(2) 社会・顧客の普及・浸透を通じて、(3) ビジネス上の対価（キャッシュ）の獲得、社会課題解決に貢献する一連の活動を念頭に置いている。

段階においては、当該分野の政策・規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の企業等による研究開発成果の事業化・社会実装に必要となる要素を可能な限り特定し、企業の事業戦略と一体の知財・標準化、社会実装につながる内容とする。

概算要求の結果を踏まえて、基本計画を作成する。各事業の基本計画には、中間時点や事業終了時での達成目標を定量的かつ明確に示す。また、中長期視点や世界市場も見据えた視点から事業がもたらす経済的価値（市場創出効果等）や社会的価値（温室効果ガス削減量等）等をアウトカム目標として示し、それら価値起点での事前評価を行い、その結果を基本計画等に反映する。特に研究開発成果に関するISO・IEC等の国際標準化が有効と考えられる分野では、基本計画において、標準化に係る具体的な取組を記載する。この際、標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化のあり方も検討する。

## ② 事業の実施

事業の実施においては、公募を行い、外部有識者による審査により最適な実施体制を構築する。各事業の実施に当たり、研究インテグリティ確保に向けた取組を行うとともに、事業実施者における交付申請・契約・検査事務等の手続きの公正さやコンプライアンスを確保しつつ不断の簡素化・効率化を図る。また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするため複数年度契約や、研究開発のニーズに迅速に応える追加予算措置等の制度面・手続き面の改善を継続的に行う。

委託事業の実施においては、事業で創出された知的財産には原則として日本版バイオドル条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにする。また、事業の目的を達成するために、事業の開始までに事業参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全委託事業に適用する。また、事業の企画立案段階から知財・標準化戦略を検討し、その内容を踏まえた事業を実施するとともに、事業の実施及び後述の評価の結果を踏まえ、鋭意見直しを行っていく。

さらに、有望技術の絞り込みや実施体制の見直し等を柔軟かつ規律を持って行うための「ステージゲート方式」を事業の性質に応じて導入するとともに、参加者のモティベーションを向上させ、より質の高い研究成果を得るためにインセンティブを与える仕組みを、原則新たに開始する交付金事業に導入する。加えて、機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする取組に対する人的及び技術的支援等を行うとともに、株式会社産業革新投資機構や株式会社日本政策投資銀行等の外部機関と積極的に連携し、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。

研究開発成果を企業等が速やかに事業化できるよう、機構として、研究開発成果を経営において有効に活用するための効果の方策（研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先

の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を事業者に対して提案したり、知財・標準化戦略の内容を踏まえた事業の実施を通じて、事業参加企業における社会実装の確度を高めるなど、技術経営力の強化に向けた助言を積極的に行う。

さらに、事業や開発成果についての適時・適切な情報発信や、開発成果のユーザーへのサンプル提供の実施、マッチング機会の創出等のユーザーや市場・用途の開拓に係る支援を行う。

### ③ 事業開始後の評価

各事業について、中間評価及び終了時評価を実施し、必要に応じて追跡評価を行う。評価にあたっては、産業界、学術界等の外部の専門家・有識者の知見等を活用し、研究開発成果の企業等による社会実装をにらみ、環境変化への対応やアウトカム指標で提示する価値起点での評価を行う。また、OODA<sup>2</sup>ループ構築によるアジャイルな研究開発の一環として、国の資源配分の一助とするため、研究開発の評価結果を国に提供する。その際、評価を通じて当該プロジェクト及び機構としての研究開発マネジメントの質の向上につながるよう、効果的・効率的な評価方法を継続的に検討し、適時適切に改善していく。さらに、各評価結果を当該事業あるいは関連する事業の運営に反映するよう取り組み、必要に応じて知財・標準化を含む事業の社会実装のための取組の確度を高めるための軌道修正を行うとともに、研究開発マネジメントに係る知見、教訓、事例等として蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させる。各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表する。

また、機構は、研究開発成果の企業等による速やかな社会実装を支援することで、経済効果（アウトカム）の創出に繋げることが重要である。これまでの研究開発成果を活用して上市、製品化された主要な製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）を把握する取組を行う。第1期中期目標期間に開始された事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）は、第4期中長期目標期間において、約2.7兆円（2023年2月時点）と推計されるところ、懸賞金型の研究開発の導入等を通じて研究開発マネジメントの高度化を図ることにより、第5期中長期目標期間に開始された事業の成果から創出される経済効果（アウトカム）については、将来的にそれ以上の規模の効果を創出することを目指す。

さらに、第5期中長期目標期間の機構の研究開発成果を通じて、将来的に期待される経済効果（アウトカム）について、事業の企画立案段階から予測・推計する取組を行う。加えて、過去事業の成果から創出された経済効果（アウトカム）把握から得られる研究開発マネジメント及び社会実装に向けた取組に係る好事例や課題を整理・分析することによって第5期中長期目標期間における研究開発マネジメントへのフィードバックを適切に行う。

---

<sup>2</sup> OODA(ウーダ)は、「Observe（観察する）、Orient（判断する）、Decide（決定する）、Act（実行する）」の一連のサイクルを意味する。

## （2）国際実証・国際共同研究事業の実施

エネルギー関連産業の国内外への展開と、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、さらに日本のエネルギーセキュリティへの貢献、各国の政策、規制環境等を踏まえ、我が国が強みを有する技術を核に、必要に応じて相手国政府機関・企業等と共同で海外実証事業等を実施する。

加えて、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に資するため、二国間クレジット制度（JCM）等を活用して、我が国の優れた低炭素技術・システムの海外実証を行い、当該技術・システムによる温室効果ガス排出削減・吸収量を定量化し、我が国のJCMクレジット獲得を目指す。

## （3）特定公募型研究開発業務の実施

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を経済産業省等と連携して実施する。

### ① ムーンショット型研究開発事業

総合科学技術・イノベーション会議が決定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、機構は、複数の研究開発を統一的に指揮・監督するプログラム・ディレクター（以下、「PD」という。）のもと、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担う。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを隨時評価する。

令和7年度は、PDおよびサブPDからなるマネジメント会議の下に設置した分科会においてプロジェクトの進捗確認を複数回行うとともに、大阪・関西万博を活用した実証試験やアウトリーチ活動を実施する。

### ② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業

経済産業省が策定する研究開発計画に従い、機構は、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担う。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行う。また、研究開発終了後は研究開発目標の達成状況など所要のフォローアップを行う。

ポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤の強化及びデジタル社会と脱炭素化の両立の実現を目指し、令和7年度は、引き続き研究開発計画に従い公募を複数回実施し、技術推進委員会やステージゲート審査など進捗管理を適切に実施する。さらに、イベント開催等を通じた広報や技術・市場動向の調査等に取り組み、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告を適切に行う。

### ③ グリーンイノベーション基金事業

経済産業省が策定した「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に従って、機構は、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会、分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）、経済産業省及び関係省庁等と緊密に連携し、透明性・実効性の高いガバナンス体制の下で、成果を最大化できるよう本基金事業に取り組む。

具体的には、令和7年度は、引き続き本基金の管理・運用を適切に行い、担当省庁のプロジェクト担当課室に対して「研究開発・社会実装計画」の作成・変更を支援し、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務を円滑に進める。その際、プロジェクトマネージャーの選任等により事業推進体制を構築し、技術・社会実装推進委員会の開催を通じてプロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言やステージゲートの審査を行い、重点分野における技術・市場動向の調査等を実施する。プロジェクトの進捗についてはWGへ報告を行い、プロジェクトのモニタリング・評価結果の公表も行う。さらに、本基金事業の特設サイト構築やイベント開催等を通じた戦略的広報に取り組み、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告を適切に行う。

### ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）及び当該法律に基づき国が定めた方針・指針に基づき、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。

令和7年度は、国が策定した研究開発構想に基づき、プロジェクトの公募や採択、また、これまでに採択を終えたプロジェクトについて、その進捗管理等を行う。

### ⑤ バイオものづくり革命推進事業

成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、令和7年度は、前年度採択された案件について、社会実装・技術推進委員会等の外部有識者の知見をいかしつつ、イノベーションの創出及び研究開発成果の社会実装に繋がる実用化研究開発・実証に向けた事業を継続的に支援するとともに、第3回公募の採択審査において提案された事業の審査・採択を行い、支援を開始する。

## （4）国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等

第12回“Innovation for Cool Earth Forum（ICEF）”を実施する。令和7年度は、ICEFの主要テーマである「カーボンニュートラル」の実現に向け、技術及び社会基盤のイノベーションを促進するべく、引き続き議論を深化させる。また、国際機関との連携を引き続き実施するとともに、海外における国際会議においてICEFの成果を発表するなど、気候変動問題の解決に向けた更なるイノベーションの促進に貢献していく。

また、日本の技術の海外展開の促進及び海外における研究開発動向把握のため、海外の

研究開発機関や政府機関との協力関係を発展させる。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとってWin-Winの関係となるような連携の推進を図る。

#### （5）各事業における技術流出の防止

各事業の実施に当たり、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外國為替及び外國貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究セキュリティ・インテグリティの確保に向けた対応や事業者における技術流出防止措置の取組などが求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進する。

また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和6年3月29日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方針性に沿った対応を実施する。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年5月17日法律第27号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施する。

さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進歩に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、後述3.（1）に記載するTSCを中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に関するプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実に行う。

なお、機構として上記（1）から（3）の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげること、また、（4）及び（5）の取組を着実に行うこととし、以下のとおり定量指標を設定する。

#### （定量指標）

##### 指標1-1

当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①機構として質の高い研究開発マネジメントが行われているか、②個別のプロジェクトの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫や機構の大目的であるエネルギー・地球環境問題の解決や産業競争力の強化等に貢献する顕著な研究開発の成果につながっているか、③マネジメントの工夫が乏しく適切な研究開発マネジメントを実施していないと認められるものがないかといった観点で評価を行う。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素、③を減点要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。

## 指標 1 - 2

機構が行う追跡調査の結果において、関係者が、プロジェクトの意志決定、企画、推進に重要な役割を果たしたキーパーソンとして、機構が選ばれた割合 40%以上を目指す。

(アウトカム指標)

## 2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援

研究開発の成果を基に、新たな市場の開拓や事業の実施を目指す研究開発型スタートアップは、イノベーションの担い手として期待されている。我が国における新産業の創出や国際競争力強化のため、機構は、質の高い研究開発マネジメントを担う機関として、「技術的目利き」の視点やスタートアップを取り巻く民間資金や事業会社、政府の政策・制度と連携した「技術とマネーの結節点」として、研究開発型スタートアップの成長を支援する。併せて、事業の遂行を通じて、機構におけるスタートアップ向けの研究開発マネジメントの確立を目指す。加えて、スタートアップ支援に関する他機関との連携によるネットワーク構築等にも努め、我が国におけるスタートアップ・エコシステム構築の一翼を担う。

### (1) イノベーション・エコシステムの形成に資する研究開発型スタートアップの育成

機構はこれまで、研究開発型スタートアップに対する研究開発助成等により、スタートアップの研究開発の高度化やリスクの低減に貢献しており、第4期中長期目標期間には、起業前後の概念実証から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまで、研究開発型スタートアップを支援してきた。

令和7年度には、イノベーションの担い手として、革新性・機動性に富んだ研究開発型スタートアップの育成がより一層重要になってきていることに鑑み、スタートアップの研究開発に対する支援の質を一層高めていく。特に、高度な研究開発のプロジェクトマネジメントを行うプロフェッショナルとして、研究開発型スタートアップが直面する課題解決を支援し、イノベーションの担い手としての成長・企業価値向上を後押しする観点から、下記のディープテック・スタートアップ支援事業等の実施を通じ、起業前後の概念実証への支援とともに、ベンチャーキャピタルや事業会社等と協調し、実用化開発や量産・実証開発を大規模かつシームレスに支援する。また、グローバル化を視野に入れたイノベーションの実現に向け、国外のニーズや国外規制等に対応するための研究開発・実証についても同様にシームレスに支援を行う。さらに、研究開発の高度化に加え、「スタートアップ向け研究開発マネジメント」として重要な事業開発や事業・組織の強化を促進する観点から、経営人材候補等の育成や外部からの専門人材等の参画を促す取り組み等も合わせて実施する。

また、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）により国立研究開発法人新エネルギー

一・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「NEDO 法」という。）が一部改正され、機構によるディープテック<sup>3</sup>分野のスタートアップ（以下「ディープテック・スタートアップ」という。）の事業開発活動への補助業務が追加された<sup>4</sup>（NEDO 法第 15 条第 3 号の 2）。本補助業務は、情報提供依頼（RFI）を活用するなどにより得られたスタートアップに係る情報、政府で策定された分野別戦略及び国際的な動向等を踏まえた大きな成長事例の創出に向けた優先度の高い分野を対象とし、革新的な技術を社会実装させる自律的なスタートアップ・エコシステムの実現に資するディープテック・スタートアップへの支援、並びに、GX 推進法第 7 条に基づく脱炭素成長型経済構造移行債を財源として、GX 分野を対象とし、GX の実現に資するディープテック・スタートアップへの支援を行う。

## （2）関係機関とのネットワーク構築

上記のスタートアップ向け研究開発マネジメントの実施に当たっては、多様な支援策や制度を有効に活用していくことが重要であることから、官民の関係機関との連携体制の構築が不可欠である。

機構として、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOC）の運営等を通じ、研究開発型スタートアップを含む我が国企業が組織や業種等の壁を越えて、企業等の技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造するオープンイノベーションの取組を促進するとともに、スタートアップ支援機関連携協定（Plus）の取り組み等を通じ、スタートアップ支援を行う他の公的支援機関等との連携やスタートアップに関わる専門家（士業、有識者、起業経験者等）とのネットワーク構築や支援人材の育成等の支援を強化する。

令和 7 年度においても新規事業に積極的な事業会社や研究開発型スタートアップへの出資に注力するベンチャーキャピタルとの関係強化を含め、引き続きこれらの取組を実施することにより、我が国におけるスタートアップ・エコシステムの構築に貢献する。

## （3）特定公募型研究開発業務の実施

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27

<sup>3</sup> 「ディープテック」は、主として以下のようないくつかの技術を指す用語

- ・大学や研究機関、事業会社の研究開発から生まれた革新的な技術であること。対象技術分野は、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等の幅広い分野が入るもの。
- ・商業化までに長期的かつ多額の研究開発投資や設備投資を要するもの。
- ・社会課題（特に中長期的な社会課題）の解決に貢献するもの。

<sup>4</sup> 今般の NEDO 法改正により追加する業務の対象者とするスタートアップについては、過去にベンチャーキャピタル（VC）等から事業資金を得ている事業者であって、これまでの共同研究開発その他の事業連携等により製品・サービスに対する需要の存在が一定程度裏付けられつつあり、また、企業化に向けた社内体制（当該体制の構築を目指す計画段階のものを含む。）及び具体的なマイルストーンを有し、事業成長のために研究開発投資を積極的に行っているようなものを指す。

条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務を経済産業省等と連携して実施する。

①ディープテック・スタートアップ支援事業

スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開を推進するため、革新的な技術を有し、社会課題解決に資するディープテック・スタートアップが行う実用化研究開発、量産化実証、海外技術実証等を支援する。

令和7年度においては、通年での公募を実施し、年度内に複数回の採択を行いディープテック・スタートアップへの支援を行う。また、本基金事業の実施状況・成果の把握と経済産業省への報告を適切に行う。

なお、機構として2.(1)から(3)の業務に積極的に取り組むとともに、組織としての機能強化につなげることとし、以下のとおり定量指標を設定する。

(定量指標)

指標2-1

当該事業年度の研究開発マネジメント活動について、外部有識者により構成される委員会において、①スタートアップの発掘、資金提供、ソフト支援及び事業会社との連携等、社会課題解決に資するスタートアップの育成のための質の高いマネジメントが行われているか、②個々のスタートアップの実情に応じた特筆すべきマネジメントの工夫を通じて、アウトカムとして、支援したスタートアップが成果を挙げ、外部資金の獲得や株式上場(IPO)等の成長につながっているかの観点で評価する。具体的には、①が適切に実施できていることを基礎として、②を加点要素として評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。

指標2-2

機構が行うスタートアップの追跡調査の結果で関係者が、機構の担当者の対応に「満足している」「非常に満足している」と回答した率85%以上、かつ「非常に満足している」と回答した率35%以上を目指す。(アウトカム指標)

(4) その他の取組

毎事業年度の新規採択額に占める中堅企業・中小企業・スタートアップの割合を30%以上とする中長期計画の努力目標の達成に向けて取り組む。

3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス<sup>5</sup>の強化・蓄積

(1) 政策立案・研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンス機能

<sup>5</sup> ここでの「技術インテリジェンス」とは、国内外の技術、研究開発動向等に関して収集された情報について、分析、加工され解釈を付加されたものを指している。

T S Cを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握と同時に技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析し、その成果を政策当局に政策エビデンスとして提供する。さらに、企業等による迅速な社会実装に向けたイノベーション・エコシステムの構築やグローバル市場の早期獲得につなげるための政策立案に貢献する。

そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を社会実装するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく政策エビデンスの提供に関する機能及び能力の向上に取り組む。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者のみならず企業、金融機関、起業家、投資家等と議論を交わしながら、問題意識の共有やニーズの掘り起こしを行い研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組む。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する活動の成果の積極的な発信とフィードバックに基づく質的向上を目指す。

政策エビデンスを提供する活動の一つとして、T S Cは技術戦略の策定等を通じ、多様なニーズに対応したタイムリーな技術インテリジェンスの提供及び将来の技術課題の提示を行う。「技術戦略」は、原則これら国内外の技術情報の収集・分析の成果を踏まえた、技術革新がもたらす将来の国内外市場の分析及び産学官の連携等によりその市場獲得につなげるための施策（研究開発プロジェクト構想を含む）の方向性からなるものとする。また、必要に応じて政策動向も勘案した政策当局との議論を通じ、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携やスタートアップ企業等による課題解決に向けた取組を促進する。さらに、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年6月7日法律第45号）によるN E D O 法の一部改正によって追加された、特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務（N E D O 法第15条第8号の2）について、技術戦略の策定の過程で得られた知見等を用いて確実に対応し、知財・標準化を一体的に活用したオープン&クローズ戦略の策定・活用による市場獲得・社会実装の取組を進める。また、その対応を通じて、機構のオープン&クローズ戦略の策定・活用に関する知見を深化させ、研究開発マネジメントの高度化に貢献する。なお、

「技術戦略」の策定においては、内容の客観性を担保するため、情報の取扱及び情報の陳腐化に注意しつつ、策定途中の案の取りまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞く。また、知財・標準化については、事業成果の社会実装のための重要な取組と位置付け、個々の技術戦略の必須の検討事項とする。

さらに、社会課題の解決とともにグローバル市場獲得に向け、海外事務所も最大限活用したグローバルな最先端技術動向や知財・標準化動向、市場動向の調査・分析を行うなど、T S Cの技術情報収集・分析に関する機能強化及び政策エビデンス提供能力の向上の

ための体制強化に引き続き取り組むとともに、事業推進部の職員を必要に応じて関与させる仕組みを導入する。

加えて、統合イノベーション戦略 2022 で指摘されているように、近年、科学技術・イノベーションが激化する国家間の覇権争いの中核を占めている中、安全・安心な社会の構築の観点から、昨今の情勢変化によるリスクの拡大も含め攻撃が多様化・高度化するサイバー空間におけるセキュリティの確保、新たな生物学的な脅威への対応、宇宙・海洋分野等の安全・安心への脅威への対応、また、これらの領域を横断するリスク・脅威・危機への対応としても先端技術への期待が極めて高まっている。我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握など先進技術について技術情報の収集・分析を行うことが重要である。

さらに、機構の技術インテリジェンス能力の向上を図るため、機構でまとめた技術インテリジェンス情報について、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人・スタートアップ企業等の研究者と議論を深め、積極的にセミナー等による情報発信を推進する。

## （2）イノベーションシーズの創出による政策立案等への貢献

新たな産業の創出を目指す課題等の解決に向け、従来の発想に依らない革新的かつインパクトある技術シーズを発掘・育成するため、産学連携による先導研究プログラムや官民による若手研究者発掘支援事業を推進する。これらの成果をイノベーションシーズとして、ナショナルプロジェクトの立ち上げや、より早い社会実装に結び付く共同研究等やスタートアップの創出等に繋げる。

先導研究の実施に当たっては、情報提供依頼（R F I）により得た技術情報や政策ニーズに基づく情報も踏まえて T S C が取りまとめた技術インテリジェンス等を活用し、将来における新産業創出や社会課題の解決に資する革新的な技術を対象とする。

また、懸賞金活用型の研究開発事業においては、関係部署との協力のもと、令和 6 年度に設定した公募対象課題についてのコンテスト実施・懸賞金交付に向けた業務の推進及び新たなコンテスト実施に向けた新規課題の設定や企画運営業務を推進する。

機構として技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むこととし、以下の定量指標を掲げ、その達成状況を評価する。

### （定量指標）

#### 指標 3 - 1

T S C の活動に対して、外部有識者により構成される委員会において、①内外の技術情報の収集・分析、②政策エビデンスの提供、③活動の成果の発信、④特定新需要開拓事業活動に関する計画の認定を主務大臣より受けた者からの依頼に応じて行う助言業務の実施

状況の4つの観点で、策定した資料の政策文書への引用数、施策立案等に活用された技術戦略の数等の定量指標も用いながら評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。

### 指標3-2

機構が行う技術インテリジェンス活動から得た技術シーズについて、新技術先導研究プログラムの課題として実施したテーマの終了時評価結果が、4段階評点の最上位または上位の区分となる比率40%以上を目指す。(アウトカム指標)

## II. 基金事業の適切な管理・執行

機構の中長期目標期間を超えて長期間実施される基金事業である特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務については、基金額の適切な管理・運用、助成金の申請手続き等の効率化・迅速化及び支援事業者管理等を適切に行った上で管理・執行することが求められる。

このため、基金事業に該当する以下の事業・業務について、管理・執行にあたっての共通の指標を設けることにより、基金の管理・執行面の評価を一体的に行う。

- ① ムーンショット型研究開発事業（再掲）
- ② ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲）
- ③ グリーンイノベーション基金事業（再掲）
- ④ 経済安全保障重要技術育成プログラム事業（再掲）
- ⑤ バイオものづくり革命推進事業（再掲）
- ⑥ ディープテック・スタートアップ支援事業（再掲）
- ⑦ 特定半導体生産施設整備等助成業務

機構は、経済産業省と緊密に連携し、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第29条等の規定に基づき、基金を設置して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。

令和7年度は、昨年度までに交付決定をした継続事業及び今年度新たに交付申請される新規事業について、適切に執行管理を行っていく。

### ⑧ 特定重要物資の安定供給確保支援業務

経済安全保障推進法第42条第2項の規定に基づき、安定供給確保支援独立行政法人として機構が指定されたことを踏まえ、特定重要物資に係る安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から特定重要物資のサプライチェーンの強靭化に寄与していく。

令和7年度は、令和4年度補正予算において造成され、令和5年度補正予算、令和6年

度当初予算及び令和6年度補正予算において積み増しが行われた基金に基づいて、過年度に交付決定した事業の執行管理を行うとともに、経済産業省が新たに認定した供給確保計画に基づく事業者からの交付申請について、適切に交付決定を行う。また、これらの交付決定した事業について検査等を適切に行う。

(定量指標)

#### 指標4 - 1

外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が適切に実行されているかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、加点を行うなどして評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。

### III. 業務運営の効率化に関する事項

#### 1. 柔軟で効率的な業務推進体制

##### (1) 業務の効率化

第5期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、毎年度平均で前年度比1.10%の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.10%の効率化を図る。

総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。

給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明する。また、以下のような観点からの給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表する。

- ・法人職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ・高度な専門性を要する業務を実施しているためその業務内容に応じた給与水準としている等、給与水準が高い原因について、是正の余地がないか。
- ・国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ・その他、法人の給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じる。

さらに、業務の効率化の一環として、制度面、手続き面の改善を、変更に伴う事業実施者の利便性の低下にも留意しつつ行う。

### （2）機動的・効率的な組織・人員体制

関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備する。新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努める。

さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行う。

なお、平成30年度補正予算以降、独立行政法人の中長期目標期間を超えた長期的な課題に取り組むため、特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務は基金化され、中長期目標期間5年間の期間に留まらない、より長期間の業務であることに加えて、基金規模は、年間約1,500億円から約1,800億円で推移している運営費交付金予算を遙かに超える事業規模となっているところである。このため、運営費交付金による業務に加えて、基金業務を同時並行的に対処していくためには、業務に必要な人員確保が極めて重要となる。第5期中長期目標期間の5年間は、基金業務の事業進捗が見込まれ、機構による人的な体制整備がその事業進捗の鍵を握ることになるため、基金事業の執行に係る体制整備を行う。

これらの機動的・効率的な組織・人員体制の構築については、理事長のトップマネジメントの下で行う。

### （3）外部能力の活用

外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務について、機構の各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮しつつ、外部委託の検討を推進する。

## 2. 組織の根幹を支える固有職員及びPMgr人材の育成

環境の変化や時代の要請に応じた機動的かつ柔軟な組織の運営を目指し、組織の根幹を支える固有職員をはじめとする機構職員の育成を推進するために以下を行う。

- ・働き方の多様性向上に資する取組を引き続き実施する。
- ・職位別に必要な能力を身につけるための研修や、業務別・専門研修（経理処理、知的財産等）等、を実施する。また、職員の自律的キャリア形成を後押しするため、プロジェクト運営を含む専門性の向上、海外経験を得るための制度（留学等）の運用を通して、人材育成を推進する。あわせて自己研鑽を支援するための研修補助制度も実施する。
- ・プロジェクトマネジメントに関する最新の知見やマネジメントの現場で得られた気づき

きをPMgr・PT等に提供する研修等を行う。

なお、外部人材の登用等に当たっては、利益相反排除を徹底する等、透明性の確保に努める。

これらの組織の根幹を支える人材育成については、理事長のトップマネジメントの下で行う。

### 3. デジタル・トランスフォーメーションに係る取組の強化

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、投資対効果を精査した上で情報システムの適切な整備及び管理を行うこととし、Portfolio Management Office（PMO）は、Project Management Office（PJMO）が行う情報システムの整備及び管理の実務を支援する。

デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。機構及び事業者等の双方で利用するシステムについて、継続的に見直しを行い業務効率化に向けた改善を図る。また次期システムの構築に向けた各種調達と活動を行う。利便性向上とセキュリティの確保を両立できる情報基盤サービスの構築を行い、引き続き、オフィス勤務とテレワークが混在する多様な働き方を支え、業務の効率化を図る。クラウドサービスを引き続き、効果的に活用する。

上記の取組に関連した指標は、PMOの支援実績、クラウドサービスの活用実績、業務プロセスのデジタル化の実績とする。

### 4. 積極的な広報の推進

産業界を含め、国民全般に対し、機構の取組や、それにより得られた具体的な研究開発成果の情報発信を図るべく、ニュースリリース等を通じた報道機関への積極的な発信、訴求するターゲットに即した効果的な記事・動画等コンテンツの制作を行う。あわせて、WebサイトやSNS等の更なる改善を行い、活用の推進を図る。また、機構がこれまで実施してきた研究開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするコンテンツの制作等を行う。

### 5. 公正な業務執行とアカウンタビリティの向上

#### (1) 外部評価活用と自己改革の徹底

令和7年度に評価を行う事業について、事業の適正な評価を行い、不断の業務改善を行う。また、評価に当たっては機構外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築する。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら評価し、その後の事業改

善へ向けてのフィードバックを行う。

## (2) 適切な調達の実施

「調達等合理化計画」に基づく取組として、特に一者応札・応募については、これまで取り組んできた仕様書の見直し検討、参加要件の検討、公告期間の見直し、情報提供の充実等を通じて、引き続き競争性の確保に努める。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する案件については、事前に機構に設置されている契約・助成審査委員会に報告し、点検する。また、契約監視委員会による契約の点検・見直しの結果を踏まえ、過年度に締結した競争性のない随意契約のうち、可能なものについては競争性のある契約に移行させるなど、契約の公正性、透明性の確保に取り組む。

## **IV. 財務内容の改善に関する事項**

### 1. 予算（人件費の見積もりを含む。）

- ①総計 (別表 1-1)
- ②一般勘定 (別表 1-2)
- ③電源利用勘定 (別表 1-3)
- ④エネルギー需給勘定 (別表 1-4)
- ⑤基盤技術研究促進勘定 (別表 1-5)
- ⑥特定公募型研究開発業務勘定 (別表 1-6)
- ⑦特定半導体勘定 (別表 1-7)
- ⑧安定供給確保支援業務勘定 (別表 1-8)

### 2. 収支計画

- ①総計 (別表 2-1)
- ②一般勘定 (別表 2-2)
- ③電源利用勘定 (別表 2-3)
- ④エネルギー需給勘定 (別表 2-4)
- ⑤基盤技術研究促進勘定 (別表 2-5)
- ⑥特定公募型研究開発業務勘定 (別表 2-6)
- ⑦特定半導体勘定 (別表 2-7)
- ⑧安定供給確保支援業務勘定 (別表 2-8)

### 3. 資金計画

- ①総計 (別表 3-1)
- ②一般勘定 (別表 3-2)
- ③電源利用勘定 (別表 3-3)

- ④エネルギー需給勘定 (別表3-4)
- ⑤基盤技術研究促進勘定 (別表3-5)
- ⑥特定公募型研究開発業務勘定 (別表3-6)
- ⑦特定半導体勘定 (別表3-7)
- ⑧安定供給確保支援業務勘定 (別表3-8)

#### 4. 繰越欠損金の減少

基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収を図り、繰越欠損金の着実な減少に努める。

また、技術開発成果の事業化・売上等の状況把握と回収可能性の見極めを行った上で、本事業の取り扱いについて第5期中長期目標期間中に目途をつける。

基盤技術研究促進勘定において、保有有価証券に係る政府出資金については、上記検討を踏まえ、順次、国庫納付を行う。

#### 5. 自己収入の増加へ向けた取組

独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。

このため、企業からの収益納付が増加するよう、より効果的な研究開発成果の創出・社会実装の促進に精力的に取り組み、経済効果（アウトカム）の向上を追求する。また、経済産業省と調整の上、研究開発による経済効果の発現時期の実態を踏まえた上の納付対象期間の適正化の検討を行う等、補助、委託等を含め事業の性質や内容を踏まえた収益の取扱いについて個別に検討する。さらに、収益納付以外の手段について検討を行うことで、自己収入の獲得に引き続き努める。

#### 6. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

年度末における契約締結済又は交付決定済でない運営費交付金債務を抑制するために、事業の進捗状況の把握等を中心とした予算の執行管理を行い、国内外の状況を踏まえつつ、事業の推進方策を検討し、費用化を促進する。

#### 7. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入の遅延、補助金、受託業務に係る経費の暫時立替えその他予測し難い事故の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、400億円とする。

#### 8. 剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰

属すべき次の使途に充当できる。

- ・研究開発業務の促進
- ・広報並びに成果発表及び成果展示等
- ・職員教育、福利厚生の充実と施設等の補修、整備
- ・事務手続きの一層の簡素化、迅速化及び事業管理の充実等を図るための電子化の推進
- ・事業実施により発生した債権回収等業務に係る経費

## 9. その他主務省令で定める事項等

(1) 施設及び設備に関する計画（記載事項なし）

(2) 人事に関する計画

第5期中長期計画に記載している人事に関する計画に基づき、必要な措置を講じる。

(3) 中長期目標の期間を超える債務負担

中長期目標の期間を超える債務負担については、業務委託契約等において当該事業のプロジェクト基本計画が中長期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性、適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

(4) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第19条第1項に規定する積立金の使途（記載事項なし）

## **V. その他業務運営に関する重要事項**

上記のほか、機構の運営を一層効率的かつ効果的にするとともに、適切な運営の確保に向けた取組を以下のとおり行う。

### 1. 法令遵守等内部統制の充実及びコンプライアンスの推進

内部統制については、内部統制・リスク管理推進委員会において「行動計画」を定め、同計画に基づいて引き続き着実に推進する。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実を図る。

コンプライアンスについては、今後更なる徹底を図るべく、法令遵守等のコンプライアンス意識向上を目的とした職員研修や啓発活動等を引き続き推進する。

監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部において業務監査や会計監査を実施する。その際には、監査組織は、単なる問題点の指摘にとどまるこなく、可能な限り具体的かつ建設的な改善提案を含む監査報告を作成する。

不祥事発生の未然防止・再発防止の取組については、契約検査事務に関する事項、制度改善に係る事項、不適切事案の共有やその対応など周知徹底を図る。

不正事案への対処については、公益通報等に対して適切に対応するとともに、契約・検査専門職員等に対して定期的に研修等を行うことで検査実務の能力向上を図り、社会情勢や過去の不正事案を踏まえた検査の実施により事業者の適切な経費執行を通じて、機構の活動全体の信頼性確保につなげる。

## 2. 情報セキュリティ対策等の徹底

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に準拠した情報セキュリティ関係規程等を遵守し、情報システムの重要度に応じた不正アクセス等に対する強度を確保するとともに、オフィス勤務とテレワークが混在する多様な働き方におけるセキュリティ対策を確実に行うことにより業務の安全性、信頼性を確保する。

平成 28 年度から継続している情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際認証である ISO／IEC 27001 を維持し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図る。

## 3. 技術流出の防止

技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外為法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、経済安全保障推進法に基づく機微な技術を適切に管理するための体制整備、研究セキュリティ・インテグリティの確保に向けた対応や事業者における技術流出防止措置の取組などが求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を推進する。

また、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）」における研究セキュリティ・インテグリティの確保のための今後の取組の方針性に沿った対応を実施する。重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年 5 月 17 日法律第 27 号）についても政府の方針に沿った必要な対応を実施する。

さらに、経済安全保障上重要となる技術情報は、技術進歩に伴い、刻々と変化していくことが考えられる。こうした技術の変化に適切に対応していくため、前述 I. 3. (1) に記載する TSCを中心とした技術インテリジェンス機能を活用した情報の収集、経済安全保障に關係するプロジェクト等の執行を通じた政策貢献、関係プロジェクト等で得られた成果の適切な情報管理を着実に行う。

## 4. 情報公開・個人情報保護の推進

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

(別紙) 令和7年度事業一覧

区分	事業名	期間	部署
I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			
I-1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献			
ナショナルプロジェクト	水素社会構築技術開発事業	2014 - 2025	水素・アンモニア部
ナショナルプロジェクト	燃料アノニア利用・生産技術開発	2021 - 2025	水素・アンモニア部
ナショナルプロジェクト	水素利用拡大に向けた共通基盤強化のための研究開発事業	2025 - 2029	水素・アンモニア部
ナショナルプロジェクト	風力発電等技術研究開発	2008 - 2025	再生可能エネルギー部
ナショナルプロジェクト	風力発電等導入支援事業	2013 - 2027	再生可能エネルギー部
ナショナルプロジェクト	多用途多端子直流送電システムの基盤技術開発	2020 - 2025	再生可能エネルギー部
ナショナルプロジェクト	地熱発電導入拡大研究開発	2021 - 2025	再生可能エネルギー部
ナショナルプロジェクト	木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業	2021 - 2028	再生可能エネルギー部
ナショナルプロジェクト	再生可能エネルギーの主力電源化に向けた次々世代電力ネットワーク安定化技術開発	2022 - 2026	再生可能エネルギー部
ナショナルプロジェクト	再生可能エネルギー熱の面的利用システム構築に向けた技術開発	2024 - 2028	再生可能エネルギー部
ナショナルプロジェクト	電源の統合コスト低減に向けた電力システムの柔軟性確保・最適化のための技術開発事業(日本版コネクト&マネージ2.0)	2024 - 2028	再生可能エネルギー部
ナショナルプロジェクト	太陽光発電導入拡大等技術開発事業	2025 - 2029	再生可能エネルギー部
ナショナルプロジェクト	持続可能な航空燃料(SAF)等の安定的・効率的な生産技術開発事業	2025 - 2029	再生可能エネルギー部
ナショナルプロジェクト	カーボンリサイクル・次世代火力発電等技術開発	2016 - 2029	サーキュラーエコノミー部
ナショナルプロジェクト	CCUS研究開発・実証開発事業	2018 - 2026	サーキュラーエコノミー部
ナショナルプロジェクト	アルミニウム素材高度資源循環システム構築事業	2021 - 2025	サーキュラーエコノミー部
ナショナルプロジェクト	次世代低GWP冷媒の実用化に向けた高効率冷冻空調技術の開発	2023 - 2027	サーキュラーエコノミー部
ナショナルプロジェクト	高度循環型システム構築に向けた廃電気・電子機器処理プロセス基盤技術開発	2023 - 2027	サーキュラーエコノミー部
ナショナルプロジェクト	省エネエレクトロニクスの製造基盤強化に向けた技術開発事業	2021 - 2025	半導体・情報インフラ部
ナショナルプロジェクト	5G等の活用による製造業のダイナミック・ケイビリティ強化に向けた研究開発事業	2021 - 2025	半導体・情報インフラ部
ナショナルプロジェクト	省エネAI半導体及びシステムに関する技術開発事業	2023 - 2027	半導体・情報インフラ部
ナショナルプロジェクト	ウラノス・エコシステムの実現のためのデータ連携システム構築・実証事業	2025 - 2027	半導体・情報インフラ部
ナショナルプロジェクト	デジタルライフライン整備事業	2024 - 2025	半導体・情報インフラ部
ナショナルプロジェクト	高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発	2016 - 2027	AI・ロボット部
ナショナルプロジェクト	量子・古典ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業	2023 - 2027	AI・ロボット部
ナショナルプロジェクト	デジタル・ロボットシステム技術基盤構築事業	2025 - 2029	AI・ロボット部
ナショナルプロジェクト	AIの安全性確保に関する研究開発・検証等の推進事業	2024 - 2025	AI・ロボット部
ナショナルプロジェクト	機能性化学品の連続精密生産プロセス技術の開発	2019 - 2025	バイオ・材料部
ナショナルプロジェクト	カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発	2020 - 2026	バイオ・材料部
ナショナルプロジェクト	炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバーサークル技術開発	2020 - 2025	バイオ・材料部
ナショナルプロジェクト	次世代ファインセラミックス製造プロセスの基礎構築・応用開発	2022 - 2026	バイオ・材料部
ナショナルプロジェクト	部素材からのレアース分離精製技術開発事業	2023 - 2027	バイオ・材料部
ナショナルプロジェクト	長期海洋生分解性プラスチック評価技術開発事業	2025 - 2029	バイオ・材料部
ナショナルプロジェクト	電気自動車用革新型蓄電池開発	2021 - 2025	自動車・蓄電池部
ナショナルプロジェクト	次世代全固体蓄電池材料の評価・基盤技術開発	2023 - 2027	自動車・蓄電池部
ナショナルプロジェクト	戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第3期／スマートモビリティプラットフォームの構築	2023 - 2027	自動車・蓄電池部
ナショナルプロジェクト	戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第3期／人協調型ロボティクスの拡大に向けた基盤技術・ルールの整備	2023 - 2027	自動車・蓄電池部
ナショナルプロジェクト	戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第3期／バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備	2023 - 2027	自動車・蓄電池部
ナショナルプロジェクト	航空機エンジン向け材料開発・評価システム基盤整備事業	2021 - 2025	航空・宇宙部
ナショナルプロジェクト	次世代空モビリティの社会実装に向けた実現プロジェクト	2022 - 2026	航空・宇宙部
ナショナルプロジェクト	宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業(超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援)	2023 - 2026	航空・宇宙部
ナショナルプロジェクト	航空機向け革新的推進システム開発事業	2024 - 2026	航空・宇宙部

区分	事業名	期間	部署
ナショナルプロジェクト	航空機向け革新複合材共通基盤技術開発事業	2025 ~ 2029	航空・宇宙部
テークマ公募型事業	脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム	2021 ~ 2035	フロンティア部
テークマ公募型事業	競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業	2023 ~ 2027	水素・アンモニア部
国際実証・国際共同事業	脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業	1993 ~	海外展開部
国際実証・国際共同事業	二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業	2011 ~ 2027	海外展開部
国際実証・国際共同事業	カーボンリサイクル・火力発電の脱炭素化技術等国際協力事業	2022 ~ 2026	サーキュラーエコノミー部
特定公募型研究開発業務	ムーンショット型研究開発事業	2018 ~	フロンティア部
特定公募型研究開発業務	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業	2019 ~	半導体・情報インフラ部
特定公募型研究開発業務	グリーンイノベーション基金事業	2020 ~	事業統括部
特定公募型研究開発業務	経済安全保障重要技術育成プログラム事業	2021 ~	事業統括部
特定公募型研究開発業務	バイオのづくり革命推進事業	2022 ~	バイオ・材料部
その他	基盤技術研究促進事業	2001 ~	スタートアップ支援部
その他	Innovation for Cool Earth Forumの実施に係る国際連携及び情報発信等事業	2014 ~	事業統括部
I-2. 研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援			
テークマ公募型事業	新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業	2007 ~	再生可能エネルギー部
テークマ公募型事業	SIR推進プログラム	2021 ~	スタートアップ支援部
テークマ公募型事業	研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業	2023 ~ 2027	スタートアップ支援部
テークマ公募型事業	GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業	2024 ~	スタートアップ支援部
テークマ公募型事業	GX分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業	2025 ~ 2032	スタートアップ支援部
テークマ公募型事業	ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業	2024 ~ 2027	スタートアップ支援部
特定公募型研究開発業務	ディープテック・スタートアップ支援事業	2022 ~	スタートアップ支援部
I-3. 政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積			
テークマ公募型事業	NEDO先導研究プログラム	2014 ~	フロンティア部
テークマ公募型事業	官民による若手研究者発掘支援事業	2020 ~	フロンティア部
テークマ公募型事業	NEDO懸賞金活用型プログラム	2023 ~	フロンティア部
国際実証・国際共同事業	クリーンエネルギー分野における革新的技術の国際共同研究開発事業	2020 ~ 2025	海外展開部
調査事業	戦略策定調査事業	2000 ~	イノベーション戦略センター
調査事業	フロンティア領域の探索・重点支援のためのGXイノベーション・エコシステム構築事業推進に係る検討	2025 ~ 2026	イノベーション戦略センター
II. 基金事業の適切な管理・執行			
特定公募型研究開発業務	ムーンショット型研究開発事業(再掲)	2018 ~	フロンティア部
特定公募型研究開発業務	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業(再掲)	2019 ~	半導体・情報インフラ部
特定公募型研究開発業務	グリーンイノベーション基金事業(再掲)	2020 ~	事業統括部
特定公募型研究開発業務	経済安全保障重要技術育成プログラム事業(再掲)	2021 ~	事業統括部
特定公募型研究開発業務	バイオのづくり革命推進事業(再掲)	2022 ~	バイオ・材料部
特定公募型研究開発業務	ディープテック・スタートアップ支援事業(再掲)	2022 ~	スタートアップ支援部
特定半導体生産施設整備等助成業務	特定半導体基金事業	2021 ~	半導体・情報インフラ部
特定半導体生産施設整備等助成業務	特定半導体利子補給事業	2022 ~	半導体・情報インフラ部
特定重要物質の安定供給確保支援業務	安定供給確保支援基金事業	2022 ~	事業統括部

別表 1-1

## 予 算 (総 計)

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	取扱立場や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
収 入						
運 営 費 交 付 金	105,497	19,719	13,420	-	7,811	146,447
国 庫 补 助 金	158,024	-	-	-	3,994	162,019
業 務 収 入	44	3	1	-	16	63
そ の 他 収 入	1,997	279	211	-	7,905	10,392
計	265,562	20,001	13,632	-	19,726	318,921
支 出						
業 務 経 費	107,058	20,004	13,635	-	-	140,697
国 庫 补 助 金 事 業 費	1,952,035	33,224	-	1,519,176	-	3,504,435
一 般 管 理 費	-	-	-	-	24,893	24,893
計	2,059,092	53,229	13,635	1,519,176	24,893	3,670,025

## 【人件費の見積り】

令和7年度には18,131百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

## 【注記1】

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

## 【注記2】

「金額」欄の計数は、受託収入、国庫納付金が発生する資産売却収入等の支出が伴う収入が発生した場合には、その増加する収入金額を限度として、支出の金額を増額することができる。

別表 1-2

## 予 算 (一般勘定)

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	取扱立場や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
収 入						
運 営 費 交 付 金	12,159	1,549	5,345	-	1,002	20,055
業 務 収 入	0	0	0	-	1	1
そ の 他 収 入	227	29	100	-	5	361
計	12,386	1,578	5,445	-	1,007	20,416
支 出						
業 務 経 費	12,390	1,578	5,446	-	-	19,414
一 般 管 理 費	-	-	-	-	1,002	1,002
計	12,390	1,578	5,446	-	1,002	20,416

## 【人件費の見積り】

令和7年度には848百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-3

## 予 算 (電源利用勘定)

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	取扱立場や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
収 入						
業 務 収 入	-	-	-	-	0	0
そ の 他 収 入	-	-	-	-	0	0
計	-	-	-	-	0	0
支 出						
業 務 経 費	0	-	-	-	-	0
計	0	-	-	-	-	0

別表 1-4

## 予 算 (エネルギー需給勘定)

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	取扱立場や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
収 入						
運 営 費 交 付 金	93,338	18,170	8,075	-	6,809	126,392
業 務 収 入	13	3	1	-	4	22
そ の 他 収 入	1,286	250	111	-	20	1,667
計	94,637	18,423	8,187	-	6,833	128,081
支 出						
業 務 経 費	94,653	18,426	8,189	-	-	121,267
一 般 管 理 費	-	-	-	-	6,814	6,814
計	94,653	18,426	8,189	-	6,814	128,081

## 【人件費の見積り】

令和7年度には6,863百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-5

## 予 算（基盤技術研究促進勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに実装する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
収入						
業務収入	15	-	-	-	0	15
その他収入	-	-	-	-	4	4
計	15	-	-	-	4	19
支出						
業務経費	15	-	-	-	-	15
一般管理費	-	-	-	-	1	1
計	15	-	-	-	1	16

【人件費の見積り】

令和7年度には0百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-6

## 予 算（特定公募型研究開発業務勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに実装する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
収入						
国庫補助金	158,024	-	-	-	3,994	162,019
業務収入	15	-	-	-	8	23
その他収入	484	-	-	-	4,384	4,867
計	158,523	-	-	-	8,386	166,909
支出						
国庫補助金事業費	1,952,035	33,224	-	-	-	1,985,259
一般管理費	-	-	-	-	12,313	12,313
計	1,952,035	33,224	-	-	12,313	1,997,572

【人件費の見積り】

令和7年度には7,619百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-7

## 予 算（特定半導体勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに実装する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
収入						
国庫補助金	-	-	-	-	-	-
業務収入	-	-	-	-	0	0
その他収入	-	-	-	-	1,443	1,443
計	-	-	-	-	1,443	1,443
支出						
国庫補助金事業費	-	-	-	973,473	-	973,473
一般管理費	-	-	-	-	289	289
計	-	-	-	973,473	289	973,762

【人件費の見積り】

令和7年度には208百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-8

## 予 算（安定供給確保支援業務勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに実装する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
収入						
国庫補助金	-	-	-	-	-	-
業務収入	-	-	-	-	3	3
その他収入	-	-	-	-	2,050	2,050
計	-	-	-	-	2,053	2,053
支出						
国庫補助金事業費	-	-	-	545,703	-	545,703
一般管理費	-	-	-	-	4,475	4,475
計	-	-	-	545,703	4,475	550,178

【人件費の見積り】

令和7年度には2,594百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 2-1

## 収支計画（総 計）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを巡じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
費用の部	2,059,075	53,227	13,634	1,519,176	25,340	3,670,453
経常費用	2,059,075	53,227	13,634	1,519,176	25,340	3,670,453
業務費	2,057,690	52,972	13,441	1,519,176	-	3,643,278
一般管理費	-	-	-	-	25,340	25,340
雑損	1,385	256	194	-	-	1,835
収益の部	2,059,064	53,225	13,632	1,519,176	25,364	3,670,461
経常収益	2,059,064	53,225	13,632	1,519,176	25,364	3,670,461
運営費交付金収益	105,497	19,719	13,420	-	7,508	146,144
業務収益	15	-	-	-	-	15
補助金等収益	1,951,536	33,224	-	1,519,176	8,652	3,512,589
資産見返負債戻入	-	-	-	-	213	213
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	665	665
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	473	473
財務収益	-	-	-	-	7,837	7,837
雑益	2,016	282	212	-	15	2,525
純利益(△純損失)	△ 12	△ 2	△ 2	-	23	8
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0
総利益(△純損失)	△ 12	△ 2	△ 2	-	23	8

【注記1】

「一般勘定」及び「エネルギー需給勘定」の退職手当については、運営費交付金を財源としている。

【注記2】

「特定公募型研究開発業務勘定」、「特定半導体勘定」及び「安定供給確保支援業務勘定」の退職手当については、国庫補助金を財源としている。

【注記3】

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

別表 2-2

## 収支計画（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを巡じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
費用の部	12,389	1,578	5,446	-	962	20,375
経常費用	12,389	1,578	5,446	-	962	20,375
業務費	12,180	1,552	5,354	-	-	19,086
一般管理費	-	-	-	-	962	962
雑損	209	27	92	-	-	327
収益の部	12,386	1,578	5,445	-	966	20,375
経常収益	12,386	1,578	5,445	-	966	20,375
運営費交付金収益	12,159	1,549	5,345	-	963	20,016
資産見返負債戻入	-	-	-	-	17	17
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	20	20
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	△ 39	△ 39
財務収益	-	-	-	-	4	4
雑益	227	29	100	-	1	357
純利益(△純損失)	△ 2	△ 0	△ 1	-	4	0
目的積立金取崩額	0	0	0	-	0	0
総利益(△純損失)	△ 2	△ 0	△ 1	-	4	0

【注記】

退職手当については、運営費交付金を財源としている。

別表 2-3

## 収支計画（電源利用勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメント を通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメント を通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する 技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
費用の部		0	-	-	0	0
経常費用		0	-	-	0	0
業務費		0	-	-	-	0
一般管理費		-	-	-	0	0
収益の部		-	-	-	0	0
経常収益		-	-	-	0	0
資産見返負債戻入		-	-	-	0	0
財務収益		-	-	-	0	0
雜益		-	-	-	0	0
純利益（△純損失）		△ 0	-	-	0	0
目的積立金取崩額		0	-	-	0	0
総利益（△純損失）		△ 0	-	-	0	0

別表 2-4

## 収支計画（エネルギー需給勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメント を通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメント を通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する 技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
費用の部	94,646	18,425	8,188	-	6,585	127,844
経常費用	94,646	18,425	8,188	-	6,585	127,844
業務費	93,470	18,196	8,086	-	-	119,752
一般管理費	-	-	-	-	6,585	6,585
雜損	1,176	229	102	-	-	1,507
収益の部	94,637	18,423	8,187	-	6,602	127,849
経常収益	94,637	18,423	8,187	-	6,602	127,849
運営費交付金収益	93,338	18,170	8,075	-	6,545	126,128
資産見返負債戻入	-	-	-	-	167	167
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	136	136
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	△ 270	△ 270
財務収益	-	-	-	-	19	19
雜益	1,299	253	112	-	4	1,668
純利益（△純損失）	△ 9	△ 2	△ 1	-	16	5
目的積立金取崩額	0	0	0	-	0	0
総利益（△純損失）	△ 9	△ 2	△ 1	-	16	5

【注記】

退職手当については、運営費交付金を財源としている。

別表 2-5

## 収支計画（基盤技術研究促進勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメント を通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメント を通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する 技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
費用の部	15	-	-	-	1	16
経常費用	15	-	-	-	1	16
業務費	15	-	-	-	-	15
一般管理費	-	-	-	-	1	1
収益の部	15	-	-	-	4	19
経常収益	15	-	-	-	4	19
業務収益	15	-	-	-	-	15
財務収益	-	-	-	-	4	4
雜益	-	-	-	-	0	0
純利益（△純損失）	△ 0	-	-	-	3	2
目的積立金取崩額	0	-	-	-	0	0
総利益（△純損失）	△ 0	-	-	-	3	2

別表 2-6

## 収支計画（特定公募型研究開発業務勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを巡じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
費用の部	1,952,025	33,224	—	—	12,890	1,998,140
経常費用	1,952,025	33,224	—	—	12,890	1,998,140
業務費	1,952,025	33,224	—	—	—	1,985,250
一般管理費	—	—	—	—	12,890	12,890
収益の部	1,952,025	33,224	—	—	12,890	1,998,140
経常収益	1,952,025	33,224	—	—	12,890	1,998,140
補助金等収益	1,951,536	33,224	—	—	7,454	1,992,214
資産見返負債戻入	—	—	—	—	27	27
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	—	375	375
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	—	611	611
財務収益	—	—	—	—	4,415	4,415
雜益	489	—	—	—	8	497
純利益(△純損失)	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	0	0	—	—	0	0
純利益(△純損失)	—	—	—	—	—	—

【注記】

退職手当については、国庫補助金を財源としている。

別表 2-7

## 収支計画（特定半導体勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを巡じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
費用の部	—	—	—	973,473	290	973,764
経常費用	—	—	—	973,473	290	973,764
業務費	—	—	—	973,473	—	973,473
一般管理費	—	—	—	—	290	290
収益の部	—	—	—	973,473	290	973,764
経常収益	—	—	—	973,473	290	973,764
補助金等収益	—	—	—	973,473	—	972,361
資産見返負債戻入	—	—	—	—	0	0
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	—	8	8
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	—	5	5
財務収益	—	—	—	—	1,389	1,389
雜益	—	—	—	—	0	0
純利益(△純損失)	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	0	0	0
純利益(△純損失)	—	—	—	—	—	—

【注記】

退職手当については、国庫補助金を財源としている。

別表 2-8

## 収支計画（安定供給確保支援業務勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを巡じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
費用の部	—	—	—	545,703	4,611	550,314
経常費用	—	—	—	545,703	4,611	550,314
業務費	—	—	—	545,703	—	545,703
一般管理費	—	—	—	—	4,611	4,611
収益の部	—	—	—	545,703	4,611	550,314
経常収益	—	—	—	545,703	4,611	550,314
補助金等収益	—	—	—	545,703	2,310	548,013
資産見返負債戻入	—	—	—	—	0	0
賞与引当金見返に係る収益	—	—	—	—	125	125
退職給付引当金見返に係る収益	—	—	—	—	166	166
財務収益	—	—	—	—	2,006	2,006
雜益	—	—	—	—	3	3
純利益(△純損失)	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	0	0	0
純利益(△純損失)	—	—	—	—	—	—

【注記】

退職手当については、国庫補助金を財源としている。

別表3-1

## 資金計画（総 計）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを進じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを進じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
資金支出	4,245,468	90,641	14,153	3,462,870	38,680	7,851,811
業務活動による支出	2,059,058	53,223	13,622	1,519,176	24,838	3,669,916
投資活動による支出	8	1	1	—	17	27
翌年度への繰越金	2,186,402	37,417	530	1,943,694	13,825	4,181,868
資金収入	4,245,468	90,641	14,153	3,462,870	38,680	7,851,811
業務活動による収入	265,565	20,001	13,632	—	19,728	318,926
運営費交付金による収入	105,497	19,719	13,420	—	7,811	146,447
国庫補助金による収入	158,024	—	—	—	3,994	162,019
業務収入	48	3	1	—	18	69
その他の収入	1,996	279	211	—	7,905	10,392
投資活動による収入	1	0	0	—	—	1
前年度よりの繰越金	3,979,902	70,640	520	3,462,870	18,952	7,532,884

【注記】

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

別表3-2

## 資金計画（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを進じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを進じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
資金支出	13,196	1,681	5,801	—	1,074	21,751
業務活動による支出	12,389	1,578	5,446	—	1,002	20,416
投資活動による支出	1	0	0	—	1	2
翌年度への繰越金	806	103	354	—	71	1,333
資金収入	13,196	1,681	5,801	—	1,074	21,751
業務活動による収入	12,386	1,578	5,445	—	1,007	20,416
運営費交付金による収入	12,159	1,549	5,345	—	1,002	20,055
業務収入	0	0	0	—	1	1
その他の収入	227	29	100	—	5	361
投資活動による収入	0	0	0	—	—	0
前年度よりの繰越金	809	103	356	—	67	1,335

別表3-3

## 資金計画（電源利用勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを進じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを進じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
資金支出	0	—	—	—	172	172
業務活動による支出	0	—	—	—	—	0
翌年度への繰越金	—	—	—	—	172	172
資金収入	0	—	—	—	172	172
業務活動による収入	—	—	—	—	0	0
業務収入	—	—	—	—	0	0
その他の収入	—	—	—	—	0	0
前年度よりの繰越金	0	—	—	—	172	172

別表3-4

## 資金計画（エネルギー需給勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを進じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを進じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
資金支出	96,538	18,793	8,352	—	6,972	130,655
業務活動による支出	94,662	18,421	8,176	—	6,813	128,072
投資活動による支出	7	1	1	—	5	13
翌年度への繰越金	1,869	371	175	—	154	2,570
資金収入	96,538	18,793	8,352	—	6,972	130,655
業務活動による収入	94,637	18,423	8,187	—	6,833	128,080
運営費交付金による収入	93,338	18,170	8,075	—	6,809	126,392
業務収入	13	3	1	—	4	22
その他の収入	1,285	250	111	—	20	1,666
投資活動による収入	0	0	0	—	—	1
前年度よりの繰越金	1,901	370	164	—	139	2,574

別表3-5

## 資金計画（基盤技術研究促進勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
資金支出	15	-	-	-	2,856	2,871
業務活動による支出	15	-	-	-	1	16
投資活動による支出	-	-	-	-	0	0
翌年度への繰越金	-	-	-	-	2,855	2,855
資金収入	15	-	-	-	2,856	2,871
業務活動による収入	14	-	-	-	4	18
業務収入	14	-	-	-	0	14
その他の収入	-	-	-	-	4	4
前年度よりの繰越金	1	-	-	-	2,853	2,853

別表3-6

## 資金計画（特定公募型研究開発業務勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
資金支出	4,135,718	70,167	-	-	8,388	4,214,273
業務活動による支出	1,951,991	33,224	-	-	12,271	1,997,486
投資活動による支出	-	-	-	-	8	8
翌年度への繰越金	2,183,727	36,943	-	-	△ 3,892	2,216,779
資金収入	4,135,718	70,167	-	-	8,388	4,214,273
業務活動による収入	158,527	-	-	-	8,388	166,915
国庫補助金による収入	158,024	-	-	-	3,994	162,019
業務収入	19	-	-	-	10	29
その他の収入	484	-	-	-	4,384	4,867
前年度よりの繰越金	3,977,191	70,167	-	-	-	4,047,358

別表3-7

## 資金計画（特定半導体勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
資金支出	-	-	-	1,597,999	1,916	1,599,915
業務活動による支出	-	-	-	973,473	288	973,761
投資活動による支出	-	-	-	-	0	0
翌年度への繰越金	-	-	-	624,526	1,628	626,154
資金収入	-	-	-	1,597,999	1,916	1,599,915
業務活動による収入	-	-	-	-	1,443	1,443
国庫補助金による収入	-	-	-	-	-	-
業務収入	-	-	-	-	0	0
その他の収入	-	-	-	-	1,443	1,443
前年度よりの繰越金	-	-	-	1,597,999	473	1,598,472

別表3-8

## 資金計画（安定供給確保支援業務勘定）

(単位：百万円)

区分	研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献	研究開発マネジメントを通じたスタートアップの成長支援	政策立案や研究開発マネジメントに貢献する技術インテリジェンスの強化・蓄積	基金事業の適切な管理・執行	法人共通	合計
資金支出	-	-	-	1,864,871	17,302	1,882,173
業務活動による支出	-	-	-	545,703	4,462	550,165
投資活動による支出	-	-	-	-	3	3
翌年度への繰越金	-	-	-	1,319,168	12,837	1,332,005
資金収入	-	-	-	1,864,871	17,302	1,882,173
業務活動による収入	-	-	-	-	2,053	2,053
国庫補助金による収入	-	-	-	-	-	-
業務収入	-	-	-	-	3	3
その他の収入	-	-	-	-	2,050	2,050
前年度よりの繰越金	-	-	-	1,864,871	15,250	1,880,121